

行革委員会において個別議論を行った団体の改革方針（案） 【概要】

番号	団体の名称 (設立年月日)	団体の概要 (目的・主な事業等)	県出資額 (千円) (県出資比率) H23.4.1現在	財務状況 (千円)		県の財政的関与 決算額 (H23は当初予算額) (千円)	県の人的関与 県派遣・県OB役職員 (人)	行革委員会における主な議論	改革方針 (案)	
				当期損益	累積損益				区分	概要
6	東葉高速鉄道 (株) [S56.9.1]	船橋市、八千代市の沿線住民の都心方面への通勤通学等の交通アクセスの向上を図るため、以下の事業を実施している。 ・鉄道による一般運輸業 ・不動産業及び建設業 ・旅行業及び広告業 など	12,392,000 (28.9%)	H20:△322,116 H21:△43,138 H22:398,962	H20:△85,000,687 H21:△85,043,825 H22:△84,644,863	H20:953,016 H21:962,243 H22:1,569,467 H23:1,576,160  【H23の内訳】 ・出資金 1,460,000 ・利子補給金 116,160	県派遣：1名 県OB：3名	(H22.10.26) ・多額の出資をしている県の責任は大きく、県はもっと主体的に関与すべきではないのか。  (H22.12.22) ・経営見直しについて、長期的な需要予測乖離の可能性、過剰債務による経営の硬直性、収益見込みの不確実性は課題として残るので、引き続き注視すべき。 ・県も資金を入れるからには、リーダーシップを発揮するが責任も発生するということを自覚すべき。 ・赤字の主要因である金利負担を軽減するため、千葉県単独ではなく、同様の問題を抱える全国の自治体と連携し、国等に問題提起をしていくべき。  ⇒改革方針案について了承された。	経営改善	・支援関係者(国、県、船橋市、八千代市、東京地下鉄株)による財政的支援を着実にしながら、「東葉高速自立支援委員会」における検証や長期経営計画のローリングを通じて、引き続き課題の解決等に機動的に対応していく。  ・「東葉高速自立支援委員会」においては、支援期間(H19～28)終了後の会社の収支見直し等について見極めを行うとともに、会社の自立が困難であると考えられる場合には、新たな支援策等について抜本的な見直しを検討する。  ・会社においては、21年度に第4次経営改善計画を策定し、安全輸送の確保等を行いながら、徹底した経費の削減を図ることとしている。なお、将来の利払いによる負担を軽減するため、第2次支援期間において出資を財源として総額220億円の元本を繰上償還することとしている。
25	(財)かずさディー・エヌ・エー研究所 [H3.3.4]	DNA構造の解析研究、DNAに関するデータの蓄積及び提供等を実施している。	3,750,000 (77.8%)	H20:△224,180 H21:37,519 H22:291,883	H20:△95,743 H21:△58,224 H22:233,660	H20:1,524,953 H21:1,379,237 H22:1,367,290 H23:1,333,792  【H23の内訳】 ・研究所事業費補助(収支差を補てん) 1,307,887 ・先端バイオテクノロジーを活用した産業支援事業委託(ふるさと雇用) 20,000 ・ニホンザル保護事業委託 5,905	県派遣：6名 県OB：1名	(H23.6.7) ・企業との共同研究や企業からの資金の獲得により、結果的に県からの財政支出が減れば、方向性としてはよいのではないかと。  ⇒改革方針案について了承された。	経営改善	・次期中期経営計画(H24～26)において、研究所の今後のあり方・活動内容・目標の明確化を図る。  (中期経営計画の方向性) ・研究機能と産業支援機能を二本柱とする体制の構築 ・研究機能は競争力のある研究テーマに重点化 ・産業支援機能は産学の橋渡し、公設試験研究機関との連携を強化 ・組織の見直しと経費削減による運営の効率化  ・公設試験研究機関との連携拡大等、研究所の有するポテンシャルを最大限活用するよう、県の関与のあり方について見直しを行う。
33	(一財)千葉県まちづくり公社 [S44.9.1]	快適で潤いのあるまちづくりを推進し、もって県民福祉の向上に資することを目的とし、以下の事業を実施している。 ・商業施設、県立都市公園等の管理運営事業 ・不動産販売貸付事業 ・公共公益施設の設計管理事業 など	23,000 (100.0%)	H20:△813,073 H21:174,418 H22:△91,713	H20:6,869,785 H21:7,021,203 H22:6,929,490	H20:726,964 H21:1,165,803 H22:1,060,500 H23:1,015,134  【H23の内訳】 ・委託料 1,015,134 ・指定管理料(8箇所) 957,055	県派遣：なし 県OB：3名	(H23.6.7) 非公開で実施  ⇒改革方針案について了承された。	民営化	・将来における出捐金相当額の寄附について検討する。  ・公益目的支出計画の実施期間を短縮するための具体的方策について検討する。  ・成田新産業パークについて、積極的な企業誘致活動により早期処分を目指す。
34	千葉県道路公社 [S46.5.11]	幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図るため、有料道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を実施している。	13,677,000 (88.7%)	H20:37,504 H21:46,208 H22:84,112	H20:△1,045,023 H21:△998,815 H22:△914,703	H20:1,919,521 H21:1,036,295 H22:863,957 H23:213,609  【H23の内訳】 ・共済費負担金 6,609 ・委託料 207,000	県派遣：2名 県OB：1名	(H22.10.26) ・無料開放した際に、県の負担が増えることのないようにすべき。  (H22.11.5) ・今後、管理すべき道路が減少する中で、中長期的な視点で執行体制を考慮すべき。  ⇒改革方針案について了承された。	経営改善	・事業量に応じた必要人員数の検討及び人員の削減を行う。23年度より常勤役員を2名としたが、向う5年以内を目途に県派遣職員をなしとする。また、22年度から24年度までの3か年で、プロパー7名を減員する。  ・残る9路線の経営安定に向けて、引き続き、経費節減、事務改善及び増収を図る。

行革委員会において個別議論を行った団体の改革方針（案） 【概要】

番号	団体の名称 (設立年月日)	団体の概要 (目的・主な事業等)	県出資額 (千円) (県出資比率) H23.4.1現在	財務状況(千円)		県の財政的関与 決算額 (H23は当初予算額) (千円)	県の人的関与 県派遣・県OB役職員 (人)	行革委員会における主な議論	改革方針(案)	
				当期損益	累積損益				区分	概要
36	千葉県住宅供給公社 [S40.11.1]	県民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とし、以下の事業を実施している。 ・分譲事業 ・賃貸住宅管理事業 ・県営住宅管理事業	10,000 (100.0%)	H20: 12,642 H21: 2,042 H22: △86,740	H20: △5,426,191 H21: △5,424,149 H22: △5,500,889	H20: 2,642,087 H21: 2,617,586 H22: 2,484,949 H23: 2,523,474  【H23の内訳】 ・委託料 2,048,351 県営住宅管理代行 1,935,000 住まい情報プラザ他 113,351 ・補助金等 475,123 特優賃 457,491 共済費負担金 17,632	県派遣: 4名 県OB: 2名	(H22.11.5) ・特定調停により裁判所計画が示されているので、裁判所計画を確実に履行していくことと、仮に償還資金が不足した場合に県の追加負担が生じないかが見るべきポイントである。  ⇒改革方針案について了承された。	縮小	・特定調停(H17)の決定に基づき、分譲事業や賃貸住宅管理事業等を実施し、借入金の返済を行う。  ・主な保有土地については、概ねH30年度を目途に処分を終了し、借入金の返済にあて、新たな分譲事業からは撤退する。これに伴い、組織や必要な人員等の見直しを行う。  ・賃貸住宅管理事業を中心に事業継続することとし、特定優良賃貸住宅管理事業については、引き続き収支改善を図る。  ・県営住宅管理事業については、公営住宅法に基づく管理代行制度により事業を継続する。
38	千葉県土地開発公社 [S48.4.1]	公有地拡大法に基づき、以下の事業を実施している。 ・公有地取得事業(国や県等が施行する公共事業用地及び代替地の先行取得) ・土地造成事業(工業団地の分譲)など	10,000 (100.0%)	H20: 23,245 H21: 209,452 H22: △336,307	H20: 10,370,035 H21: 10,579,487 H22: 10,243,179	H20: 2,661,091 H21: 3,782,609 H22: 2,662,201 H23: 2,367,525  【H23の内訳】 ・共済費負担金 9,499 ・あっせん等事業委託事務費 111,482 ・公有地取得事業再取得費用 2,246,544	県派遣: なし 県OB: 1名	(H22.11.5) ・旭の工業団地の分譲については、立地条件的に十分留意すべき。  ⇒改革方針案について了承された。	縮小	・公共用地取得の専門機関として、県と連携しつつ、より効率的な用地取得体制を構築する。  ・土地造成事業による工業団地(千葉土気緑の森工業団地、あさひ鎌敷工業団地)について、残る区画の早期分譲に努める。